

令和7・8年度 宇美町総合福祉計画策定支援業務委託事業者

選定審査要領

1 趣旨

この要領は、「令和7・8年度 宇美町総合福祉計画策定支援業務委託」（以下「本業務」という。）に係る公募型プロポーザルにおける審査に関し、必要な事項を定めるものである。

2 審査の対象

審査の対象は、本業務の企画提案書を提出した者とする。

3 審査をする者

審査をする者は、宇美町総合福祉計画策定支援業務委託事業者選定委員（以下「選定委員」という。）とする。

4 審査の方法

(1) 選定方法

選定方法については、企画提案書、同種業務実績、費用見積書、プレゼンテーション等を総合的に審査し、評価する。

(2) 評価項目

評価項目及び配点については、次のとおりとする。

（ア）評価項目の評価点の最上位点と再下位点は控除してその他の平均点を算出し、得点が最も高い提案者を優先交渉権者とする。

（イ）評価点が最も高い事業者が複数ある場合は、見積額の安価な者を、優先交渉権者とする。

（ウ）なお、評価合計点の「最低基準」は20点とし、それに満たない事業者は最優先候補者に選定しないこととする。

評価項目	配点
企画・提案	25
会議支援 (会議等での効果的な資料作成、助言等の支援)	5
プレゼンテーション	5
業務遂行	10
見積金額	5
計	50

(3) 実施日時

令和 7 年 10 月 22 日（水）午後

(4) 実施場所（予定）

〒811-2192 福岡県糟屋郡宇美町宇美 5 丁目 1 番 1 号
宇美町役場 1 階 多目的ホール

(5) 実施内容・所要時間

（ア） 企画提案書の要旨及び補足説明（20 分以内）

（イ） 質疑応答（20 分程度）

(6) プレゼンテーション出席者数

1 事業者あたり、3 人以内とする。

(7) 最優秀提案者の決定

※町長が認める合計得点に達する者がいないときは、最優秀提案者を決定しない場合がある。

(8) その他

（ア） 説明は、企画提案書に基づいて行うこと。補足資料の配布及び使用は認めない。

（イ） パソコン及びプロジェクターの使用は認める。なお、パソコン以外の機器を町が準備することができる場合もあるので、あらかじめ事務局と打ち合わせること。

（ウ） 本プロポーザルの応募に要する費用は、応募事業者の負担とする。

（エ） 提出書類は、返還しない。

（オ） 審査経過、審査結果、審査方法等に関する質問及び異議申立ては、一切受け付けないものとする。また、選定後に優先交渉権者が不適切と判断された場合は、契約を締結しない場合もある。この場合において、宇美町は損害賠償の責は負わないものとする。

5 問い合わせ先

【事務局】

〒811-2192 福岡県糟屋郡宇美町宇美 5 丁目 1 番 1 号
宇美町役場 福祉課 福祉・手当係
TEL：092-934-2278
FAX：092-933-7512
E-mail：fukushi@town.umi.lg.jp